

令和3年5月20日

非常時の休校規定の改訂について（お知らせ）

- ・午前6時において岡山地域（玉野市・岡山市・瀬戸内市・吉備中央町）に「暴風警報」「特別警報」が発表されている場合や、玉地区（学校所在地）に「避難指示」が発令されている場合は、自宅に待機する。（または避難に関する自治体からの発令に従う）ただし、午前8時30分までに上記の警報等が解除された場合、安全を考慮しながらすみやかに登校する。
 - ・午前8時30分までに、上記の警報等が解除されない場合は、臨時休校とする。
 - ・午前6時において自分の居住地域に「暴風警報」「特別警報」が発表されている場合や、「避難指示」が発令されている場合は、自宅に待機する。（または避難に関する自治体からの発令に従う）ただし、午前8時30分までに上記の警報等が解除された場合、安全を考慮しながらすみやかに登校する。
 - ・「暴風警報」「特別警報」「避難指示」が発表・発令されていなくても、大雨・洪水等により、公共交通機関が停止している場合や、登校が危険な状況（道路の冠水、土砂崩れ等）の場合は、学校に連絡し指示を受ける。
 - ・定期考査期間中、午前6時において岡山地域に「暴風警報」「特別警報」が発表されている場合や、玉地区（学校所在地）に「避難指示」が発令されている場合は、この時点で臨時休校とし、定期考査を順延する。
 - ・始業後に「暴風警報」「特別警報」「避難指示」が発表・発令された場合は、協議し安全を最優先して学校待機もしくは下校等の措置をとる。
 - ・連絡事項がある場合は、Webページ等で連絡するので確認する。
- ※下線部：今回の改訂で変更